嚴正公平な裁判を御願ひ

別子銅山に勞働爭議が發生して以來已に四十有余日を經過して居ります。この間、鑛業所は、或は道德上の大罪を犯し、或は法規に反するが如き行爲をなし、恰も「鹿を追ふ獵師山を見ず」と云ふが如き態度をもつて吾々に慘酷な彈壓の刃を向け、只管に吾々の團結を押し潰さうと努めて來ました。殊に最近に至つては、冷靜な人間意識を失つて、まるで狂犬のやうな態度を以て、盲目滅法のヤリ方で吾々の陣容を攪亂せんとしております。然も常軌を逸した鑛業所當事者は自己の惡虐、暴戾、慘忍非道の行爲を棚に上げ、却つて吾々の行動を難じてゐるのであります。試みに爭議發生以後に於いて、社會的に法律的に問題となつた事例に就いて述べて見ます。

一、十二月九日末明に於ける鑛業所門前に於ける双方の傷害事件

二、十二月九日夕方の組合事務所襲撃事件

三、一月一日の新田部落に於ける警官の青年團員に對する暴行事件

四、一月四日の新田部落に於ける小傷害事件

五、一月十七日の一本松門前に於ける婦人傷害事件

之等の事件は、三、を除くほか、何れも司法官憲の發動を見て其の嚴正公平なる裁斷に待つことになつておりますか、その何れの一つでもが、勞働者側から仕掛けたものがありますか、悉く皆鑛業所側の積極的な行爲に誘發されたものばかりであります。それを恰も勞働者側が亂暴な行爲を爲したるが如くに虛僞の宣傳をして、事件の眞相に通せない、町村民諸君をゴマカサンとすることは、誠に猛々しいと云ふべきであると同時に、又、諸君に對して一個の道德上の罪惡を犯すものであります、彼等は金の力を盲信してゐる。

彼等は金の力で社會の公機である新聞紙のあるものを買收して、虛僞の記事を掲載せしめ、それを長屋中に配つて勞働者の意識を混亂せしめる方法を取ると共に、新聞紙を通じて社會公衆を惑弄してゐるのであります。

又彼等は不當なるカク首を行つて置きながら、其の不當なるカク首を正しきものと誤認せしめる手段の一つとして、カク首者に對し或は僞電を發し、或は近親者の名をカタリ、或は酒食を供して誘惑するばかりでなく、カク首者の借金あるものに對しては、借金は僚の方で引き受けてやるから、借金をその儘にして早く退山せよ、然らば、退職手當は丸取りとなるではないか云々」と、社會風敎上許すべからざる甘言を以てカク首者のあるものを退山せしめてゐるのであります。現に一本松の某君の退山した後、ある小賣商人は組合事務所に來て「某君に貸金があるが、某君は僚の借金は山で拂つてくれるから安心しておれと云つた儘、居なくなつて終つたが、會社からは一向支拂つてくれないが、某君は組合事務所に居りませんか」と少さな商人の哀れな立場を訴へたことがある。

諸君、若しこの借金フミ倒し奬勵策が事實でありとするならば、それは明かに社會風敎の紊亂者であり、社會道德の背叛であり、社會生活上許すべからざる大罪であります。然もこの借金フミ倒し奬勵策が事實であると推定さるべき理由は充分にあるのであります。即ち下級職員をして一タカクシュ者の家庭の事情を調査せしめて、先づ借金の有無を探知し、然る上にて借金を有つカク首者本人「大抵のものは借金をもつてゐる」に對し、君は借金があるさうだが、今の中に退山すればその借金は會社でしてやはないが自分達で何んとか取計つて返濟してやるから退山してはどうか、と殆んど全部のカク首者を誘惑した事實があります「幸か不幸か今日までこの誘惑に陷つて退山した人は十數名あります」されば、吾々が鑛業所は金の力を盲信して社會風敎の攪亂を企てゐるものであると攻るのに無理がないではありませんか。諸君の中には「住友」と云ふ名に眩惑されて、若くは住友側の嘘八百、出鱈目の宣傳に誤られて、住友側の方がよいんだと思つてゐられる方があるかも知れない。然し如何に「住友」ビーキの方と雖も前述のやうな事實があるといふことを知つてそれでも尙且つ「住友側」の方がよいんだと斷言せられる勇氣がありますか。鑛業所の度々出した聲明書の中には紋切形で「正義であるとか」恐懼してゐるとか」といふ文字が用つてありますが、果して何處に正義の片隣を見出すことができ、恐懼してゐる事實を發見することができますか。彼等の「正義」とは金の力で橫斷を通し、彼等の「恐懼」とは諸君を惑弄し、ゴマカス事であります。

正義の所在果して何れぞ

鑛業所當事者は口を開けば、「今回の勞働者側の運動は不理不當のものである」又は「動機が不純である」と攻撃して居ります。而して又勞働者側が「亂暴」だといふ例証として去る十日の黑石事件なるものを摘出して居ります。黑石事件が何を原因として起りどういふ經過をとつてゐるかといふことは玆に一々述べませんが、近く開かるべき第二審裁判の法庭に於て一切は明瞭になることであります。次に彼等が吾々の運動を不理不當なものであるとして攻撃しておるのは、全く吾々勞働者を昔の大名が百姓町人を奴隷と心得て居つたと同樣に奴隷にしておこうといふことが前提になつて居ります。然しながら、勞働者を昔の奴隷同樣に取扱ふとしましてもそれは勞働者の人間意識が承知しません。又社會の公正な輿論も之を承知しません。それを彼等が勞働者の人間性を無視し、社會の公正な輿論を度外して、我儘を振まうとするからこそ、勞働者のヤルコトガ一切合切不理不當に見えるのであります。

勞働者の人間性に目覺めた團結、即ち勞働組合を押し潰さうなどいふことは、全く時代、誤の考へであります。勞働組合が今日の强固な社會的地位を築き上げるまでには、どれだけ烈しい壓迫と迫害と困窮とがあつたかも知れません。それにも拘らず今日のやうに發達して來たのは、勞働組合が今日の世の中に於いて、なくてはならない有用なものであるからであります、若し一部の人の考へてゐるやうに勞働組合が不必要なものであるならば、今日の如き勢力を築き上げることは、とても出來るものではありませんそれを單に自分一個の狹い固陋な考へから潰さうなどいふことは、自ら社會進化の大勢に逆抗するものといはなくして何でありましやう。若し鰐尾と云ふ人が、眞に社會を愛し事業を愛するならば、社會を中心に、若くは事業を中心に考へを樹てなければならないなどであります。然るに今の鰐尾と云ふ人の考へには、自分の考へに、どうしたならば「社會の利害」又は「事業の得失」を結びつけることができるかといふことで一パイになつて居るやうであります。彼は自分の固陋な考へを無理押しつけに押すことが、或は社會の爲であり事業のためであると考へて居るかも知れないが、それは以ての外の獨越な考へ方であります。要するに、吾々は鑛業所が如何に卑劣な態度を取り、詐僞的手段を弄し、又はどんな慘忍酷薄な方法を取ろうとも、斷じて一步も退くものではありません。吾々の信ずる社會正義の基調に立つて猛進するのみであります。又要求の具体的內容についても一々詳細に說明して、會社の滑稽に近い辨明を一蹴し且つ、諸君の得心諒解を得たいと思ひましたが、餘り長くなりますから、これで遠慮しておきますけれども、最後に理非何れに在りやを決定するために、諸君の指示する方法で、鑛業所當事者と公開討論することを彼等に向つて要求すると同時に、諸君にして吾々の運動に對して御質問がありますなれば、喜んで貴問に應ずるといふことを附け加へておきます。

愛媛縣新居郡角野村

別子勞働爭議團

日本勞働總同盟
日本鑛夫組合 **別子鑛山支部**

大正十五年一月三十日